様式第 17（第 65 条第 5 項関係）

（表面）

12.5cm　　12.5cm

8.8cm

注意事項

1　狩猟者登録証は、これを交付した都道府県知事が管轄する区域内でなければ効力を有しない。

2　出猟の際には、必ず狩猟者登録証を携帯し、かつ、狩猟者記章を胸部又は帽子に着けなければならない。

3　狩猟者登録証及び狩猟者記章は、他人に使用させてはならない。

4　国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が狩猟者登録証の提示を求めたとき又は捕獲した鳥獣の検査をするときは、これを拒んではならない。

（放鳥獣猟区）

03　狩　猟　者　登　録　証

第　　号　網　　猟
第　　号　わ　な　猟
第　　号　第一種銃猟
第　　号　第二種銃猟
年　　月　　日

写　真

都道府県知事　印

8.8cm

5　狩猟者登録証は、狩猟者登録の有効期間が満了したとき又は狩猟者登録が抹消されたときは、その日から 30 日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

6　狩猟者登録証の交付を受けた者は、狩猟者登録の有効期間が満了したときはその日から 30 日以内に、交付を受けた都道府県知事に捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別員数を報告しなければならない。

7　返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 66 条の報告とすることができる。

| | |
|---|---|
| 住　所 | |
| 氏　名 | |
| 生年月日 | |
| 備　考 | |

（裏面）




| 報告事項（　　） | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 免許の種類 | 捕獲場所 | 鳥獣の種類 | 鳥獣の数量 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 報告事項（　　） | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 免許の種類 | 捕獲場所 | 鳥獣の種類 | 鳥獣の数量 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

備　考　1　用紙の大きさは、やむを得ない場合の除き、25cm×17.6cm とし、４つ折り等により容易に携帯できるようにすること。

2　放鳥銃猟区の区域のみに係るものについては、その表面に「放鳥銃猟区」と表示するとともに、注意事項の１中「区域内」を「区域内の放鳥獣猟区の区域内」とすること。

3　「狩猟者登録証」の前に、登録年度を数字で表示すること。

4　表面の備考欄には、狩猟免許に係る条件及び注意事項、規則第 65 条第 1 項第 7 号、第 8 号又は第 9 号の規定に該当する者として狩猟者登録を受けた場合にあってはその旨、氏名及び住所の変更並びに再交付の場合にあっては狩猟者登録証の原交付年月日及び再交付である旨について、その内容を記載すること。

5　一種類の狩猟免許のみに係るものについては、その裏面の免許の種類の欄の記載は要しない。

6　第一種銃猟免許に係る登録を受けた者のうち、装薬銃及び空気銃を使用して捕獲等をした場合の報告については、装薬銃を使用して捕獲等をした鳥獣については左側の報告事項の欄に、空気銃を使用して捕獲等をした鳥獣については右側の欄にそれぞれ記入すること。

7　捕獲の場所欄については、鳥獣保護区等の区域を示す図面に記載されたメッシュ番号等を記載すること。

8　裏面の備考欄については、地域における状況を考慮して記載事項を決定し、必要に応じて（　）書きするなどその旨を明示すること。